　　　流山市指定地域密着型サービス等を行う事業所の指定に係る同意に必要な手続を定める要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、介護保険法(平成９年法律第１２３号。以下「法」という。)第７８条の２第４項第４号（法第７８条の１２において準用する第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）及び第１１５条の１２第２項第４号（法第１１５条の２１において準用する第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する同意（以下「同意」という。）に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要領における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

　（所在市区町村の長の同意に係る手続）

第３条　流山市外に所在する指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業（以下「指定地域密着型サービス等」という。）を行う事業所(以下「市外事業所」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者（以下「利用対象者」という。）から利用相談を受けた場合において、この者に指定地域密着型サービス等を提供するため法第４２条の２第１項本文の指定又は法第５４条の２第１項本文の指定（以下「指定」という。）を流山市長から受けようとするときは、指定地域密着型サービス等を行う市外事業所の利用に係る申立書（別記第１号様式）を流山市長に提出しなければならない。

（１）流山市の住民基本台帳に記載されていること。

（２）流山市が行う介護保険の被保険者（以下「流山市被保険者」という。）であること。

（３）要介護認定等を受けている、又は受ける予定であること。

２　前項の規定は、既に流山市長から指定を受けている市外事業所であっても、当該指定に係る利用対象者以外の利用対象者に対して、新たに指定地域密着型サービス等を提供しようとするときに適用する。

３　流山市長は、第１項の申立書の提出があった場合において、第５条に規定する要件を満たすときは、当該申立書に係る市外事業所が所在する市区町村の長（以下「所在市区町村長」という。）に指定地域密着型サービス等を行う市外事業所の指定等に係る同意依頼書(別記第２号様式)を提出するものとする。

４　市長は、同意を得た場合には、流山市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所及び指定第一号事業所の指定等に関する規則（平成３０年流山市規則第３４号）第３条、第４条又は第５条の規定に基づき、速やかに指定及びその更新（以下「指定等」という。）に係る手続を行うものとする。

５　市長は、指定等を行う場合には、第７８条の２第８項（法第７８条の１２において準用する第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）及び第１１５条の１２第６項（法第１１５条の２１において準用する第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同意の範囲内で必要な条件を付与又は変更するものとする。

６　同意に基づく指定等については、第７８条の２第７項（法第７８条の１２において準用する第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）及び第１１５条の１２第５項（法第１１５条の２１において準用する第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する措置は講じないものとする。

　（流山市長の同意に係る手続）

第４条　他の市区町村の長は、流山市内に所在する指定地域密着型サービス等を行う事業所(以下「市内事業所」という。)の指定等に係る同意を求めようとするときは、同意を依頼する旨の書面を流山市長に提出しなければならない。

２　流山市長は、第５条第２項により準用される同条第１項に規定する要件を満たすときは、前項の依頼に対し同意するものとし、その旨を指定地域密着型サービス等を行う事業所の指定等の同意依頼に係る回答書(別記第３号様式)により当該依頼に係る他の市区町村の長に通知するものとする。

３　流山市長は、同意に際して、必要な条件を付すことができる。

　（同意要件）

第５条　第３条第３項の要件は、次のいずれにも該当することとする。

（１）指定等を受けようとする市外事業所の定員に空きがあり、かつ、利用対象者の受け入れが可能であること。

（２）次に掲げるいずれかの事由に該当すること。

　　ア　利用対象者が必要とするサービス種別又は内容を提供できる事業所が流山市内にないこと。

　　イ　災害又は虐待の恐れ等やむを得ない理由によって、一時的に住民票を移さずに流山市外に居住する必要があること。

　　ウ　介護予防通所介護又は第一号通所事業を行う事業所と一体的に運営される通所介護の事業を行う事業所が、医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第２０条により、地域密着型通所介護に係る法第４２条の２第１項本文の指定を受けたものとみなされた日以後、当該日前から当該事業所において介護予防通所介護又は第一号通所事業を利用している利用対象者が要介護認定を受けるに至った場合において、当該事業所における地域密着型通所介護の利用を希望すること。

　　エ　利用対象者の心身の状況等により市外事業所を利用するやむを得ない理由が認められること。

　　オ　市外事業所に係る指定等（指定に当たっては、事業譲渡又は合併その他の事業者の法人格の同一性が失われる行為を起因とし、かつ、当該行為以後も同一のサービスを行うものに限る。）を行った後も当該事業所の利用を継続しようとすること。

２　前項の規定は、第４条第２項の要件に準用する。この場合において、「市外事業所」とあるのは「市内事業所」と、「流山市」とあるのは「当該他の市区町村」と読み替える。

　（委任）

第６条　この要領に定めるもののほか、同意の手続に関し必要な事項は流山市長が別に定める

　　　附　則

　この要領は、平成３１年３月１日から施行する。